

電力の供給に係る仕様書

(京都市北区役所・本庁舎)

京都市北区役所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市北区役所・本庁舎に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市北区役所・本庁舎をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市北区役所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 檢査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市北区役所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市北区役所・本庁舎
- (2) 需要場所 京都市北区紫野東御所田町33-1
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備 契約受電設備等

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6,600V
ウ 計量電圧	6,600V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1 回線受電
カ 設備容量	300kVA
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	なし
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	なし
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	ディーゼル機関発電装置 3 φ 3w220V50kVA
(イ) 常用発電設備	なし
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	なし
コ 契約受電設備	別紙 1 (単線結線図) のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力 (常時電力) 113kW
その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。

(イ) 契約電力 (予備電力) なし

- 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 244,266kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり
(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月 計量日から令和 6 年 4 月 計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。
- (7) 計量日及び計量
ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。
イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。
ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。
エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (8) 電気料金の算定期間
電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (9) 料金制度
ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。
イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。
ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。
エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。
オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。
- (10) 平均力率
ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）
イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。
平均力率 = 有効電力量 / √((有効電力)² + (無効電力量)²)
ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難い場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時に量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要が生じた場合には、事前に監督員、電気主任技術者と充分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力をすること。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

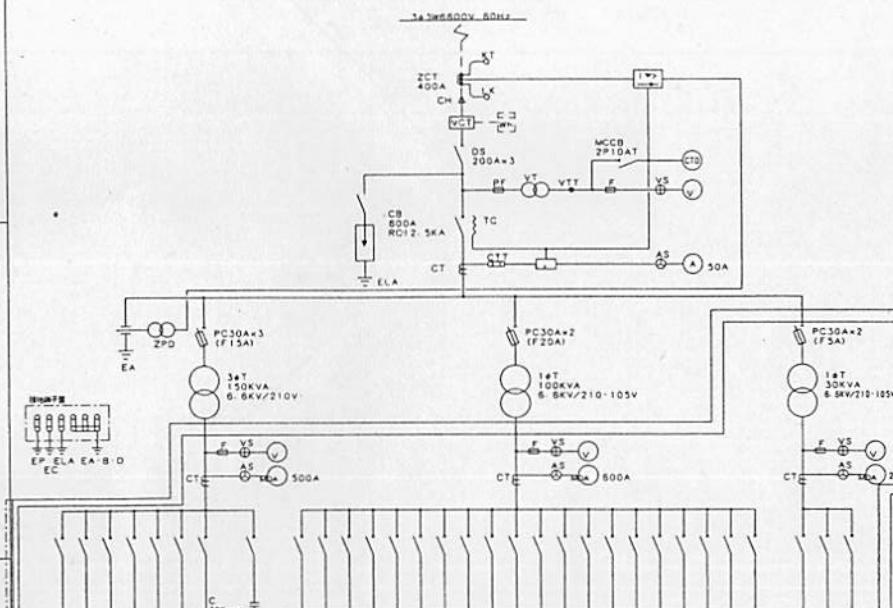
自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。

京都府 北区総合行政整備工事 工事設計図

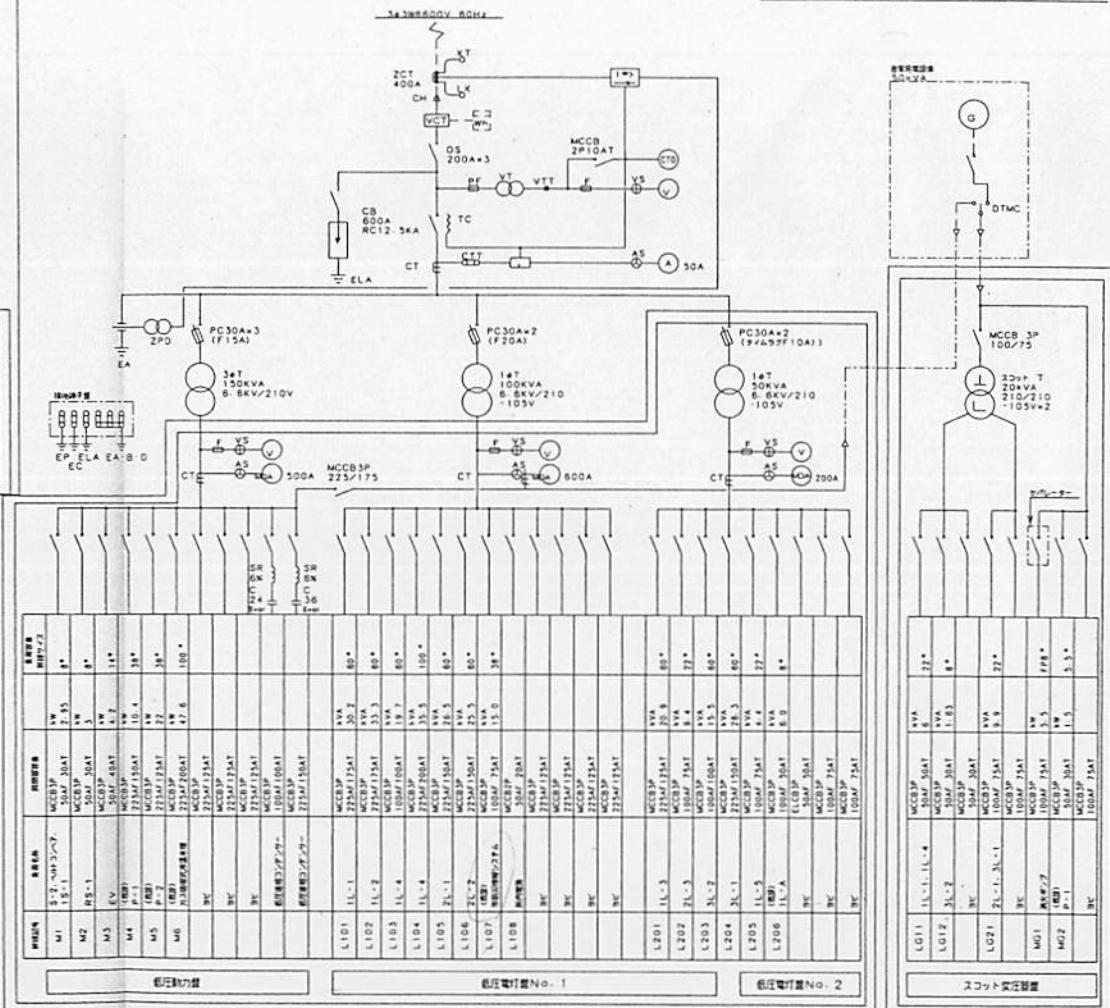
ただし、電気設備工事

卷之五 7月

九五中行無孚惠心勿



（注記）
1. 空印 既に内様、書きを示す。



(112)

1. 図中 内側、外側(新規)を示す。
2. 図中 新規(既存)を示す。
3. 指定量とする。
4. 各辺は継続工具とする。

電気設備 施設設備課

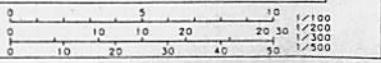
<http://www.elsevier.com/locate/jmp>

- （荷電内圧）

 1. 電気遮断器搭載端子部
 2. 電圧器の取扱い（1+3W30kVVA～50kVVAとする）

（荷電内圧）

 1. 2コットン栓抜管器、一箇を留め（底面、裏板空け付）
 2. 2コットン栓抜管器、20kVVA取扱



(別紙2)

北区役所
本庁舎

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KWh)
令和4年	1月	109
	2月	113
	3月	92
	4月	75
	5月	77
	6月	93
	7月	99
	8月	95
	9月	94
	10月	85
	11月	74
	12月	100

電力の供給に係る仕様書

(京都市北区役所・西庁舎(北区役所及び北青少年活動センター)

京都市北区役所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市北区役所・西庁舎（北区役所及び北青少年活動センター）に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市北区役所・西庁舎（北区役所及び北青少年活動センター）をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市北区役所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市北区役所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市北区役所・西庁舎（北区役所及び北青少年活動センター）
- (2) 需要場所 京都市北区紫野西御所田町5 6
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「開庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備 契約受電設備等

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6,600V
ウ 計量電圧	6,600V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1 回線受電
カ 設備容量	200kVA
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	なし
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	なし
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	なし
(イ) 常用発電設備	なし
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	なし
コ 契約受電設備	別紙 1 (単線結線図) のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力 (常時電力)	53kW
-----------------	------

その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。

(イ) 契約電力 (予備電力)	なし
-----------------	----

- 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量	133,436kWh
-----------	------------

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量)	別紙 2 のとおり
(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績	なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月 計量日から令和 6 年 4 月 計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。
- (7) 計量日及び計量
ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。
イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。
ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。
エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (8) 電気料金の算定期間
電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (9) 料金制度
ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。
イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。
ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。
エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。
オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。
- (10) 平均力率
ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）
イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。
平均力率 = 有効電力量 / √ ((有効電力)² + (無効電力量)²)
ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難い場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時に量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要が生じた場合には、事前に監督員、電気主任技術者と充分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

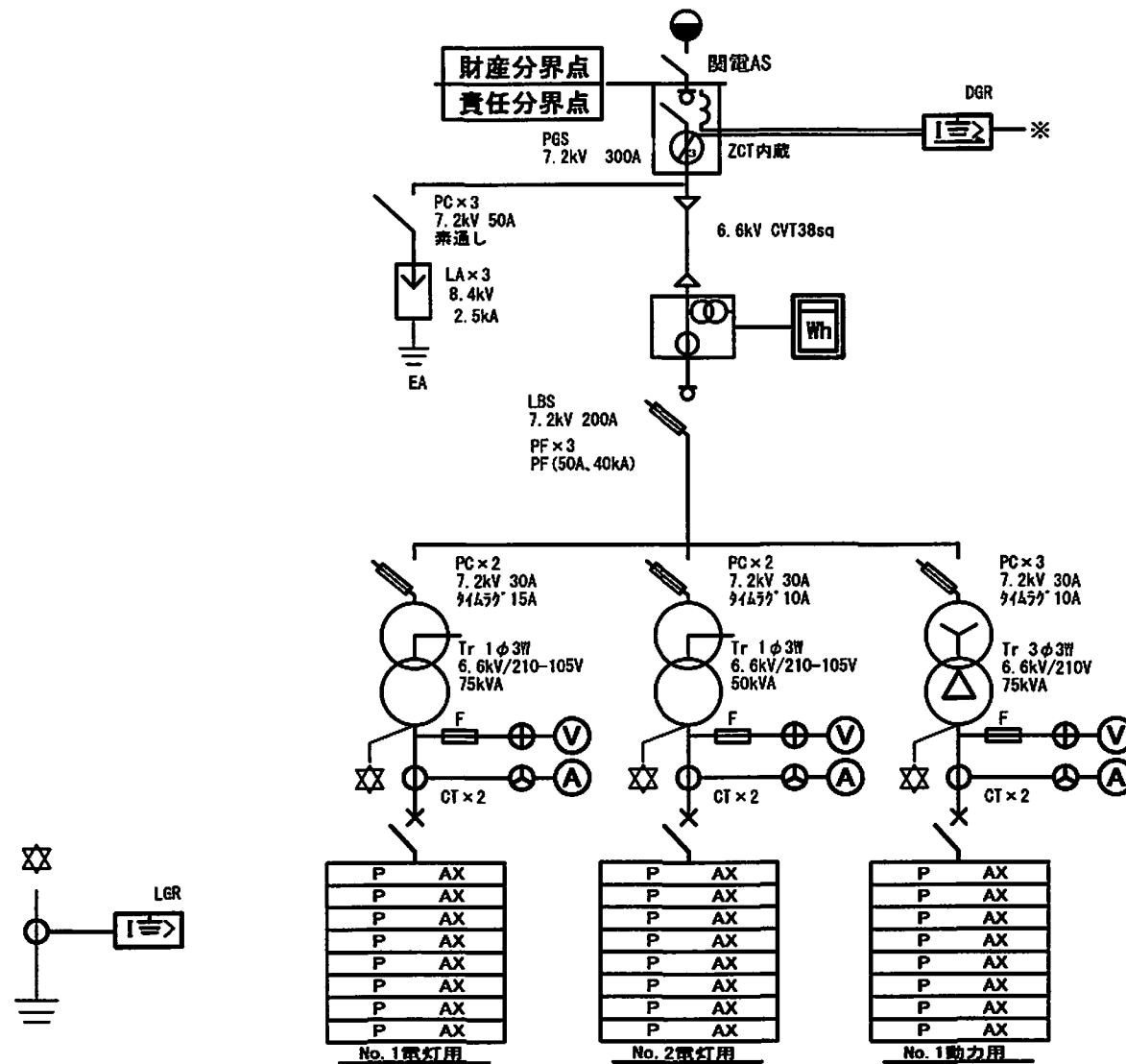
当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。

单 線 結 線 図

事業所名	京都市北区総合庁舎 西庁舎
所在地	京都市北区紫野東御所田町33-1



(別紙2)

北区役所
西庁舎

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KWh)
令和4年	1月	5 2
	2月	4 9
	3月	4 4
	4月	4 0
	5月	2 9
	6月	3 3
	7月	4 0
	8月	4 0
	9月	4 2
	10月	3 9
	11月	3 1
	12月	5 3

電力の供給に係る仕様書

(京 都 市 上 京 区 役 所)

京都市上京区役所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市上京区役所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市上京区役所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するため、供給者と需要施設の間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市上京区役所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 檢査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市上京区役所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 対象建物 | <u>京都市上京区役所</u> |
| (2) 需要場所 | <u>京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地</u> |
| (3) 業種及び用途 | <u>官公庁</u> |
| (4) 電気主任技術者 | <u>外部委託</u> |
| (5) 開庁日時 | <u>原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。</u> |

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備
契約受電設備等

ア 電気方式	<u>交流 3 相 3 線式</u>
イ 標準電圧	<u>6,600V</u>
ウ 計量電圧	<u>6,600V</u>
エ 標準周波数	<u>60Hz</u>
オ 受電方式	<u>1 回線受電</u>
カ 設備容量	<u>1,750kVA</u>
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	<u>なし</u>
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	<u>なし</u>
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	<u>ディーゼル機関発電装置 220V 250kVA</u>
(イ) 常用発電設備	<u>太陽光 交流三相 3 線式 202V 20kw</u>
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	<u>なし</u>
コ 契約受電設備	<u>別紙 1 (単線結線図) のとおり</u>

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力 (常時電力) 315kW

その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。

(イ) 契約電力 (予備電力) なし

- 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 463,589kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり

(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月 計量日から令和 6 年 4 月 計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。
- (7) 計量日及び計量
ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。
イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。
ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。
エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (8) 電気料金の算定期間
電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (9) 料金制度
ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。
イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。
ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。
エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。
オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。
- (10) 平均力率
ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）
イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。
平均力率 = 有効電力量 / $\sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$
ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難い場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時に量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要が生じた場合には、事前に監督員、電気主任技術者と充分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力をすること。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

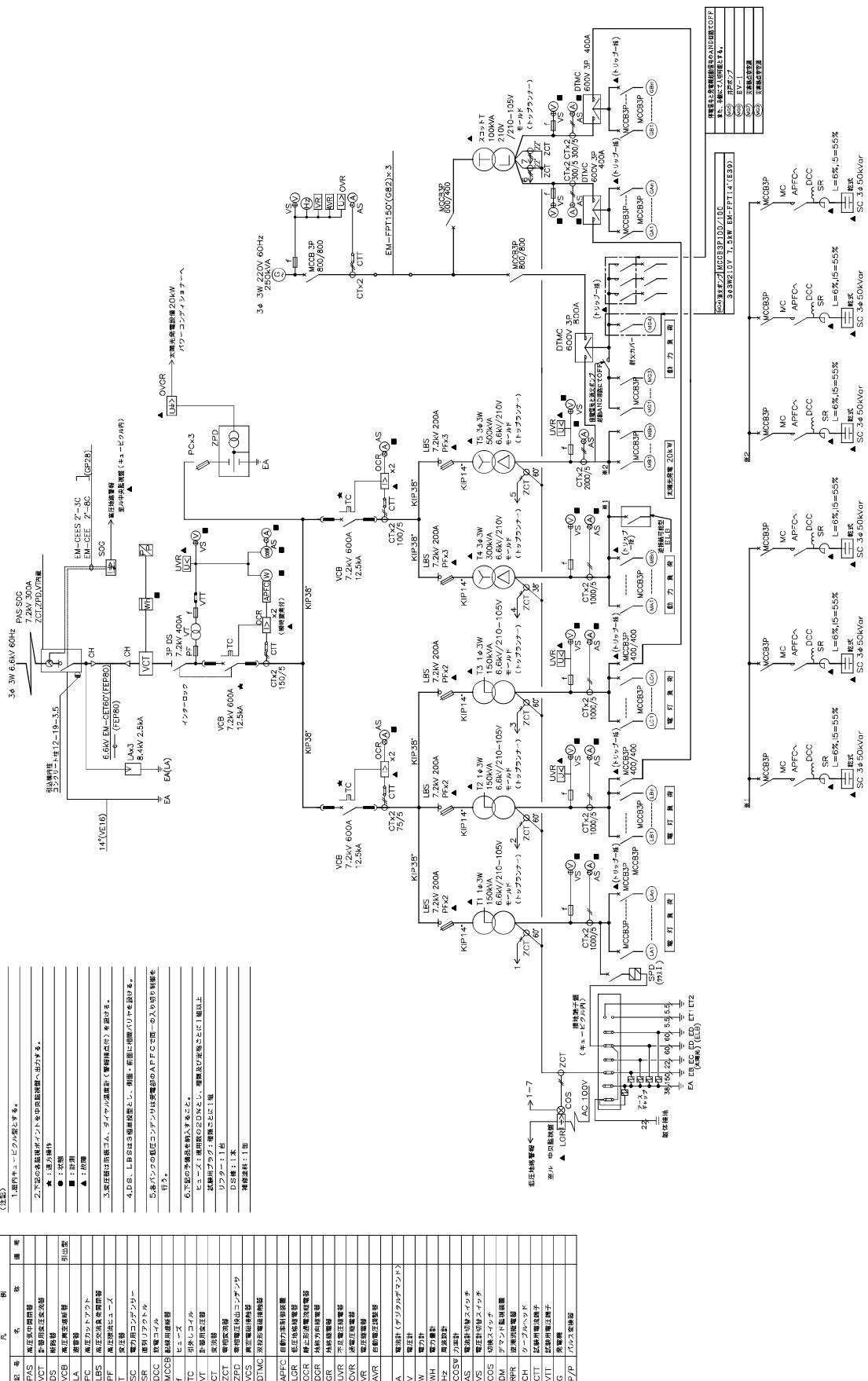
当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。



完成

株式会社 東亜建築事務所 TOKAYA ARCHITECTS & ENGINEERS, Inc.	IS8番号 2012591 一般建設工事(22,589)	中村文紀	木下俊嗣	2014.12. 一級建築士、二級建築士、土木技術士、機械技術士、電気技術士、暖通技術士、給排水技術士、計測制御技術士、アシスタント	田代久子 木下俊嗣	上戸区総合庁舎整備等事業 受変電設備機器図 附 -	二審名跡 田代久子 木下俊嗣	E003
---	---------------------------------	------	------	---	--------------	---------------------------------	----------------------	------

(別紙2)

上京区役所

		最大電力 (KW)	使用電力量 (KWh)
令和4年	1月	315	54,369
	2月	313	48,208
	3月	261	44,429
	4月	182	25,644
	5月	108	21,903
	6月	212	37,544
	7月	203	46,809
	8月	225	51,071
	9月	196	39,852
	10月	143	24,379
	11月	131	24,495
	12月	298	44,886

電力の供給に係る仕様書

(京都都市左京区役所)

京都市左京区役所地域力推進室

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市左京区役所に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である京都市左京区役所をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、本市と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設の間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省近畿経済産業局長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市契約事務規則第39条に規定する職員をいい、この契約において京都市左京区役所地域力推進室に所属する職員をいう。
- (7) 檢査員とは、京都市契約事務規則第46条に規定する職員をいい、この契約において京都市左京区役所地域力推進室総務・防災課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- (1) 対象建物 京都市左京区役所
- (2) 需要場所 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2
- (3) 業種及び用途 官公庁
- (4) 電気主任技術者 外部委託
- (5) 開庁日時 原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日から3日、並びに12月29日から31日まで（以下、「閉庁日」という。）を除く日の、9時から17時まで。

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、設備容量、蓄熱設備、発熱設備

契約受電設備等

ア 電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 標準電圧	6,600V
ウ 計量電圧	6,600V
エ 標準周波数	60Hz
オ 受電方式	1 回線受電
カ 設備容量	1,550kVA
キ 蓄熱設備	
(ア) 蓄熱設備容量	なし
(イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧	なし
ク 発電設備	
(ア) 非常用発電設備	ディーゼル機関発電装置 220V 500kVA
(イ) 常用発電設備	太陽光 交流三相 3 線式 210V 40kw
ケ アンシラリーサービス料金対象容量	なし
コ 契約受電設備	別紙 1 (単線結線図) のとおり

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

(ア) 契約電力 (常時電力) 385kW
その 1 月の 30 分最大需要電力と前 11 月の 30 分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその 1 月の契約電力とする。

(イ) 契約電力 (予備電力) なし

- 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。
- 常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から同位の電圧で、予備電線路により受電する。

イ 予定使用電力量 650,921kWh

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用量見込み)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、または下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

(ア) 各月の電力使用実績 (最大需要電力、使用電力量) 別紙 2 のとおり
(イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日 0 時から令和 6 年 3 月 31 日 24 時まで

(令和 5 年 4 月 計量日から令和 6 年 4 月 計量日の前日まで)

(4) 需給地点

- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点 (引込)

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。

(7) 計量日及び計量

ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。

イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。

ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。

エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取り扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。

(9) 料金制度

ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。

イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。

ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要が生じた場合は、その変動額に応じた料金の割引、及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとする。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

オ アンシラリーサービス料金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とする。

3 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。
- ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。
- エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。
- オ 供給者は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

- ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
- イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先
- ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。
なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

- ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。
- イ 前項の規定により難い場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

- ア 供給者は、電力の使用及び電気料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。
なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。
- イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。
なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 暫定運用について

通信工事が契約開始までに完了しない場合、通信工事が完了するまでの間については、同時に量データを運用できない恐れがあるため暫定運用が供給開始の条件となる。

(2) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については4者の合意によるものとする。

(3) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(4) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は本市の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(5) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要が生じた場合には、事前に監督員、電気主任技術者と充分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(6) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力をすること。

(7) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

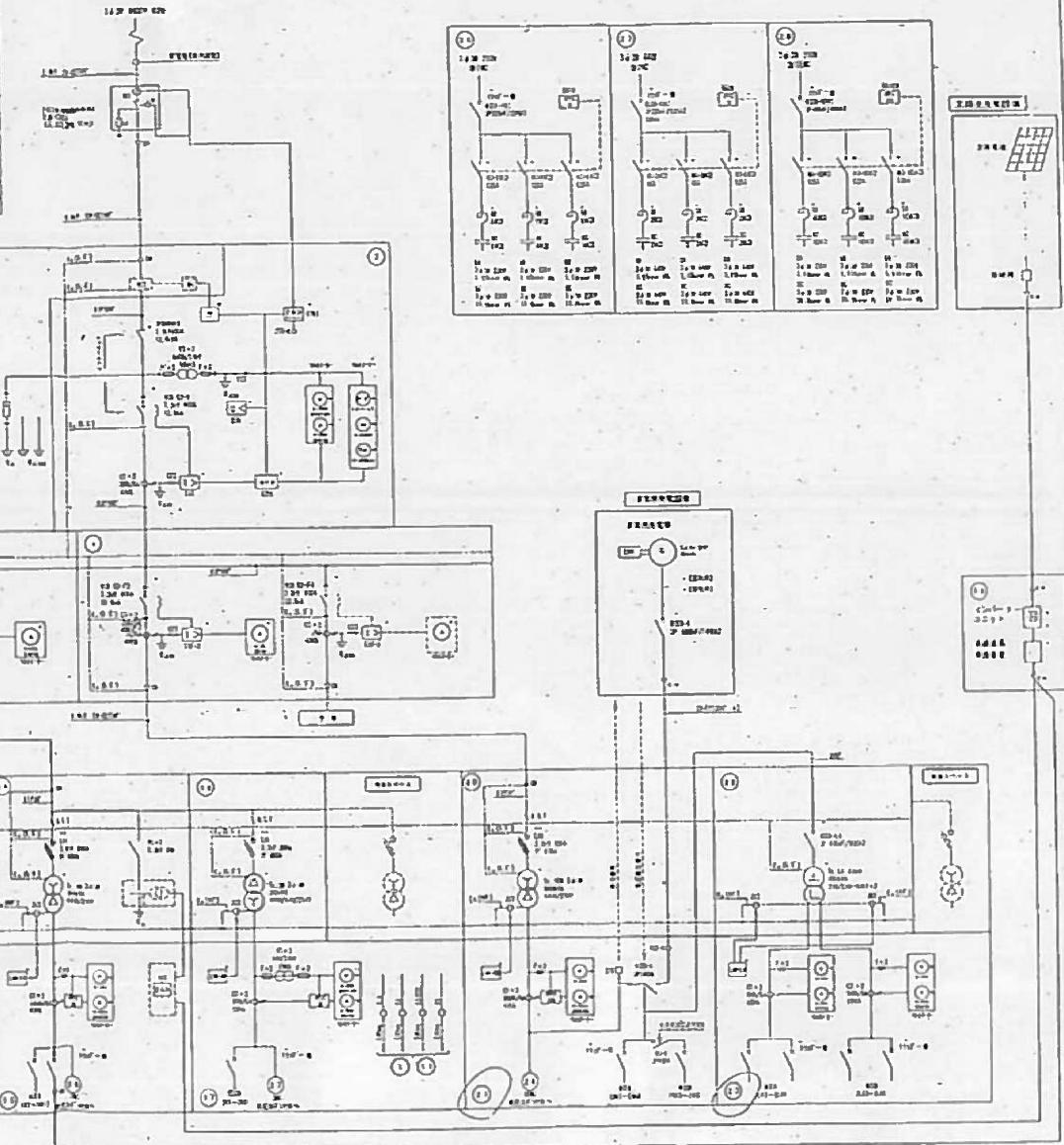
当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、休業日の9時頃から17時頃までの間、施設全体停電を行う予定である。

左京区役所

品号	品名	規格
(1)	高圧引弧器	
(2)	高圧電気錠	
(3)	高圧分岐錠 No. 1	
(4)	高圧引弧錠 No. 2	
(5)		
(6)	一回路高圧錠 No. 1	
(7)	一回路電気錠 No. 1	
(8)	一回路電気錠 No. 2	
(9)	一回路電気錠 No. 2	
(10)	一回路電気錠 No. 3	
(11)	一回路電気錠 No. 3	
(12)	2"×2"	
(13)	1"×1"	
(14)	一回路電気錠 No. 1	
(15)	一回路電気錠 No. 1	



(別紙2)

左京区役所

	最大電力 (KW)	使用電力量 (KWh)
令和4年	1月	385
	2月	364
	3月	319
	4月	195
	5月	212
	6月	253
	7月	259
	8月	298
	9月	247
	10月	177
	11月	175
	12月	318
令和3年		64, 084